

ものづくり企業女性活躍応援事業補助金実施細則

ものづくり企業女性活躍応援事業補助金交付要領第2条第2項で定める日本標準産業分類をもとに、別途知事が定める事業者は、以下の業種を営む者とする。ただし、下記の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織もしくは団体
- (4) (1)～(3)までに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者は補助対象外とする。

附 則

この実施細則は、令和7年4月30日から施行する。

区分	日本標準産業分類上の分類
製造業	中分類 09 食料品製造業
	中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業
	中分類 11 繊維工業
	中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	中分類 13 家具・装備品製造業
	中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	中分類 15 印刷・同関連業
	中分類 16 化学工業
	中分類 17 石油製品・石炭製品製造業
	中分類 18 プラスチック製品製造業
	中分類 19 ゴム製品製造業
	中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	中分類 21 窯業・土石製品製造業
	中分類 22 鉄鋼業
	中分類 23 非鉄金属製造業
	中分類 24 金属製品製造業
	中分類 25 はん用機械器具製造業
	中分類 26 生産用機械器具製造業
	中分類 27 業務用機械器具製造業
	中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	中分類 29 電気機械器具製造業
	中分類 30 情報通信機械器具製造業
	中分類 31 輸送用機械器具製造業
	中分類 32 その他の製造業